

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案の概要

趣旨

国家公務員災害補償制度が見直されることを踏まえ、公立学校の学校医等の公務災害補償制度における補償を受ける権利に係る消滅時効の期間を見直す。

概要

- 補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるもの※¹である場合には、療養補償等※²を受ける権利の消滅時効の期間を2年から5年に延長する等の改正を行う。

（※1）政令で定める疾病としては、労災法と同様に、脳・心臓疾患、精神疾患等を想定。

（※2）療養補償、休業補償、介護補償及び葬祭補償。

- 上記の措置に伴う所要の経過措置を講ずる。

施行期日

令和9年4月1日

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
の一部を改正する法律案要綱

- 1 療養補償、休業補償、介護補償及び葬祭補償を受ける権利が時効により消滅する期間について、これらの補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、これらの補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものであるときは、これを行使することができるときから五年とする。（第九条関係）
- 2 施行期日等
 - （１）この法律は、令和九年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
 - （２）この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「補償を」を「補償のうち次の各号に掲げるものを」に、「二年間（障害補償及び遺族補償については、五年間）」を「当該各号に定める期間」に改め、同条に次の各号を加える。

一 療養補償、休業補償、介護補償及び葬祭補償 二年（これらの補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第三条第一号、第二号、第五号又は第七号に規定する補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものであるときは、五年）

二 障害補償及び遺族補償 五年

附 則

（施行期日）

1 この法律は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日前に生じたこの法律による改正後の第九条第一号の政令で定める疾病に相当する疾

病による事故を原因とする同号に掲げる補償を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

理 由

国家公務員災害補償制度が見直されることを踏まえ、公立学校の学校医等の公務災害補償制度における補償を受ける権利に係る消滅時効の期間について見直す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（時効） 第九条 この法律による補償のうち次の各号に掲げるものを受ける権利は、これを行使することができる時から当該各号に定める期間行使しないときは、時効により消滅する。 一 療養補償、休業補償、介護補償及び葬祭補償 二年（これらの補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第三条第一号、第二号、第五号又は第七号に規定する補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものであるときは、五年） 二 障害補償及び遺族補償 五年	（時効） 第九条 この法律による補償を受ける権利は、これを行使することができる時から二年間（障害補償及び遺族補償については、五年間）行使しないときは、時効により消滅する。 （新設） （新設）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する法律の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	
e-Gov 法令検索 (抄)	1

昭和三十二年法律第一百四十三号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

（補償の種類）

第三条 この法律により地方公共団体が行う学校医等の公務上の災害に対する補償（以下「補償」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合における必要な療養の実施又は必要な療養の費用の支給）
- 二 休業補償（[次号](#)に掲げる傷病補償を行う場合を除き、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときに行う補償）
- 三 傷病補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治っていない場合において存する障害に対する補償）
- 四 障害補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合においてなお存する障害に対する補償）
- 五 介護補償（学校医等が傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における補償）
- 六 遺族補償（学校医等が公務上死亡した場合におけるその遺族に対する補償）
- 七 葬祭補償（学校医等が公務上死亡した場合における葬祭を行う者に対する補償）

（時効）

第九条 この法律による補償を受ける権利は、これを行使することができる時から二年間（障害補償及び遺族補償については、五年間）行使しないときは、時効により消滅する。